

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び 「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査結果

消防庁では、この度、平成 27 年 12 月 1 日現在の地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査を実施し、結果を取りまとめましたので公表します。

本調査結果を受け、本日、業務継続計画や避難勧告等の具体的な発令基準の策定が進んでいない団体について、必要な取組を進めるよう通知を発出します。

今後も災害時における対応に万全を期するよう地方公共団体に対し働きかけを行ってまいります。

1 「業務継続計画策定状況」について

(1) 調査対象

都道府県 47 団体、市町村 1,741 団体

(2) 調査基準日

平成 27 年 12 月 1 日

(3) 調査内容

災害を対象とした業務継続計画の策定状況 等

(4) 調査結果の概要

策定状況は以下のとおり（平成 25 年 8 月比）

- 都道府県 89.4% [42 団体 (+ 14 団体)]
- 市町村 36.5% [635 団体 (+407 団体)]

【業務継続計画】

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画

本調査結果の詳細（[市町村別の状況](#)）については、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載しています。

2 「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」について

(1) 調査対象

市町村 1,741 団体

(2) 調査基準日

平成 27 年 12 月 1 日

(3) 調査内容

避難勧告等の具体的な発令基準策定状況（災害別） 等

(4) 調査結果の概要

災害別の策定状況は、以下のとおり（平成 25 年 11 月比）

○ 水 害：88.9% [1,376 団体（+118 団体）]

○ 土砂災害：92.3% [1,477 団体（+237 団体）]

○ 高潮災害：74.0% [439 団体（+ 33 団体）]

○ 津波災害：88.7% [591 団体（+ 57 団体）]

※ 市町村によって想定される災害が異なるため、策定率については、災害種別により母数が異なる。

本調査結果の詳細については、以下の消防庁ホームページに掲載しています。

[■調査結果の詳細（水害、市町村別の状況）](#)

[■調査結果の詳細（土砂災害、市町村別の状況）](#)

[■調査結果の詳細（高潮災害、市町村別の状況）](#)

[■調査結果の詳細（津波災害、市町村別の状況）](#)

3 消防庁の対応

本調査結果を受けて、本日、消防庁では、地方公共団体に対し、以下の取組等を進めるよう、通知を発出します。

- 業務継続計画の速やかな策定
- 避難勧告等の具体的な発令基準の速やかな策定



（連絡先）

- 業務継続性の確保について

消防庁国民保護・防災部防災課

多鹿震災対策専門官、木村係長、長堀事務官

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535

- 避難勧告等の具体的な発令基準について

消防庁国民保護・防災部防災課

加藤災害対策官、永岡係長、塚原事務官

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535

1 業務継続計画策定状況

業務継続性の確保の必要性

地方公共団体自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合でも、業務の継続性を確保することが必要。

業務継続計画

優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

の策定が必要

市町村の策定を支援

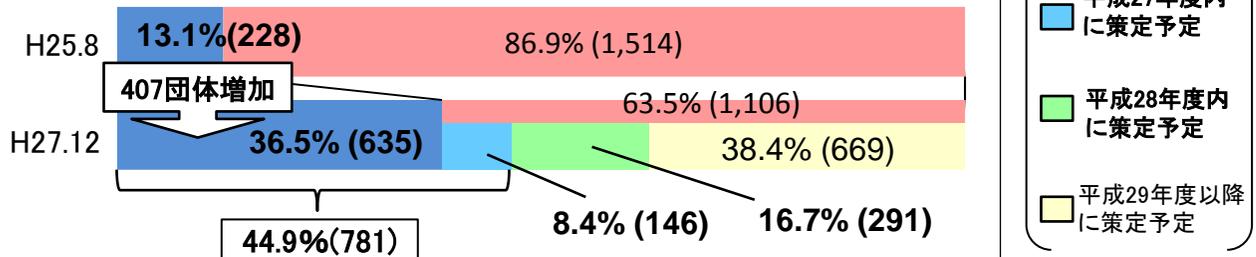
小規模な市町村においても容易に重要なポイントを整理できるよう、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府防災担当）を策定し、研修会等を通じて市町村を支援。

業務継続計画策定状況の推移

① 都道府県 (N=47)



② 市町村 (前回: N=1,742 今回: N=1,741)



- 策定済団体が前回調査(平成25年8月)から、都道府県で**14団体**、市町村で**407団体増加**。
- 都道府県では、平成27年度内に**全ての団体で策定が完了する予定**。
- 市町村では、平成27年度内に**781団体 (44.9%) で策定が完了する予定**。

地方公共団体に対し、以下を周知

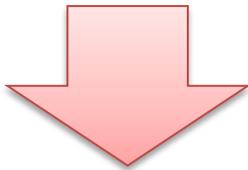
業務継続計画を策定していない市町村は、市町村のための業務継続計画作成ガイドを参考に、早期に業務継続計画を策定すること。

業務継続計画を策定している団体は、職員の教育や訓練等により実効性を高めるとともに、内容の充実を図ること。

2 避難勧告等の具体的な発令基準策定状況(水害)

具体的な発令基準の必要性

- 避難勧告等の発令基準が抽象的では、実際の発令に迷いが生じ、時間を要するおそれがある



あらかじめ避難勧告等の具体的な(定量的でわかりやすい)な発令基準を策定しておくことが重要



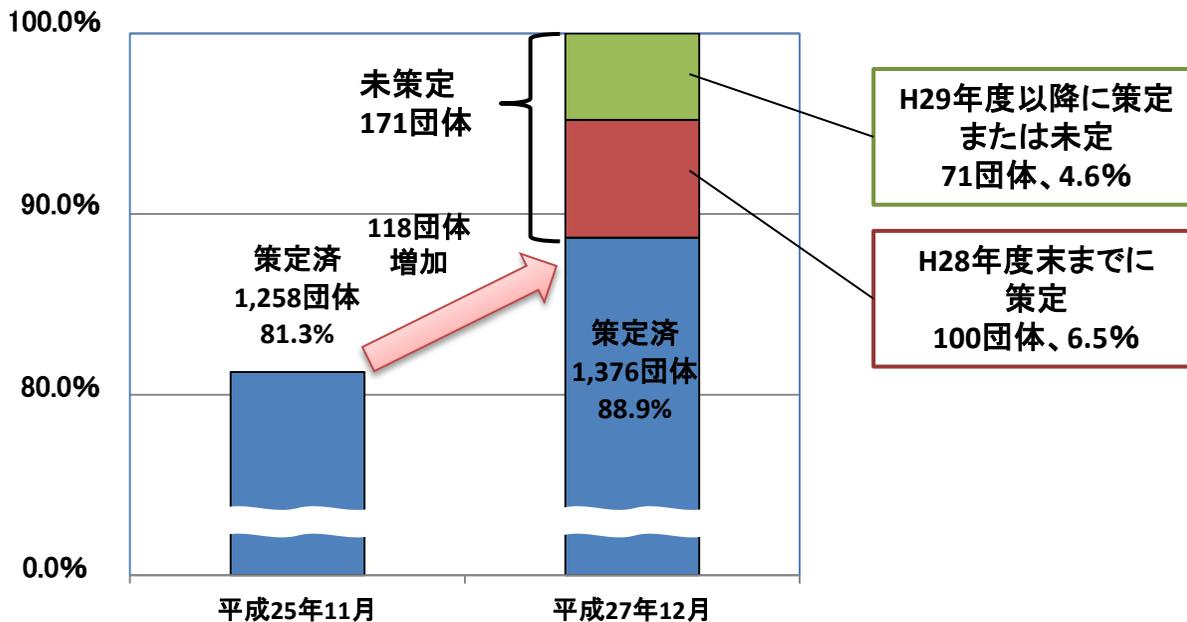
避難勧告ガイドラインの概要

平成26年4月、ガイドライン(内閣府)の改定により、避難勧告等の具体的な発令基準を例示し、地方公共団体における策定を支援

【具体的な発令基準(水害)】

- 河川等水位 ・ 洪水予報(氾濫警戒情報等)
- 雨量 ・ 気象警報・注意報等

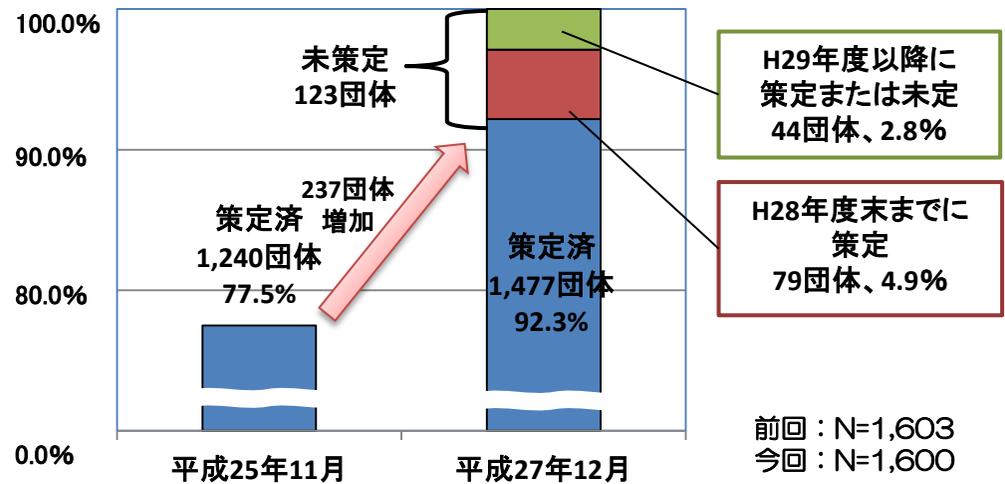
水害が想定される市町村の具体的な発令基準の策定状況(N=1,547)



- 1,376団体(88.9%)で策定済みとなっており、2年前の調査より**118団体増加**
- 未策定の171団体のうち、**28年度末までに100団体が策定予定**

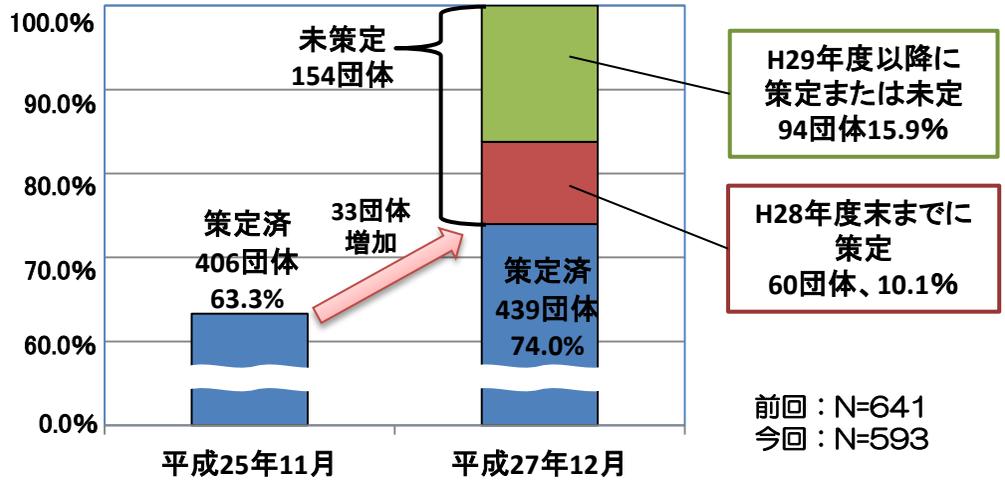
2 避難勧告等の具体的な発令基準策定状況(土砂災害、高潮災害、津波災害)

土砂災害が想定される市町村の具体的な発令基準の策定状況

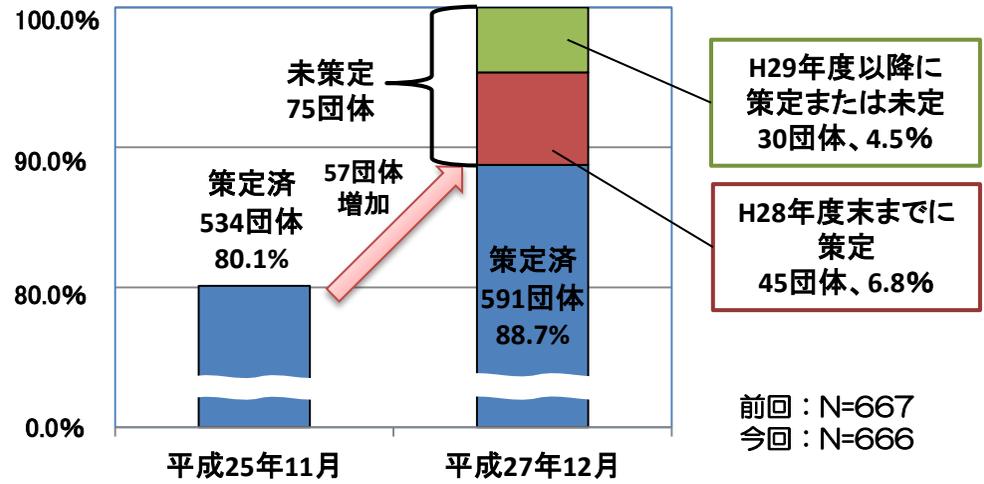


- 土砂災害については、1,477団体 (92.3%) で策定済となっており、2年前の調査より **237団体増加**
- 高潮災害については、439団体 (74.0%) で策定済となっており、2年前の調査より **33団体増加**
- 津波災害については、591団体 (88.7%) で策定済となっており、2年前の調査より **57団体増加**

高潮災害が想定される市町村の具体的な発令基準の策定状況



津波災害が想定される市町村の具体的な発令基準の策定状況



地方公共団体に対し、以下を周知

避難勧告等の具体的な発令基準を定めていない市町村については、避難勧告ガイドラインを参考に、具体的な発令基準を策定すること。

併せて、夜間休日も含め発令に係る情報収集や判断ができるよう、宿日直体制や職員緊急参集体制をあらかじめ整備しておくとともに、平時からの訓練等の実施により発令に係る手順を確認しておくこと。